

障害者支援施設（施設入所支援）かえで利用契約書

_____（以下、「入居者」といいます。）と社会福祉法人足立邦栄会（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が入居者に対して行う障害者支援施設かえでについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、入居者に対し、障害者総合支援法令の趣旨にしたがって、施設入所支援サービスを提供し、入居者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から入居者の介護給付費支給期間満了日までとし、第10条の契約の終了事由がない限り、施設入所支援サービスを利用できます。

第3条（個別支援計画）

事業者は、次の各号に定める事項を行います。

- ① 事業者は、入居者について、解決すべき課題を把握し、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を盛り込んだ個別支援計画を本契約締結から1ヶ月以内に作成します。
- ② 個別支援計画については6ヶ月に1度、定期的に見直すほか、必要に応じて個別支援計画の見直しを行います。
- ③ 個別支援計画の作成及び変更に際してはその内容を入居者、家族に説明します。

第4条（施設入所支援サービスの内容）

- 1 事業者は個別支援計画に沿って入居者に対して食事、介護サービス、その他障害者総合支援法令に定める必要な援助を提供します。また、個別支援計画が作成されるまでの期間も、入居者の希望、状態に応じて、適切なサービスを提供します。
- 2 入居者が利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】のとおりです。事業者は【重要事項説明書】に定めた内容について、入居者及び家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供にあたり、自傷他害の恐れが急迫で、他に取り得る手段がない場合を除き、身体拘束を行いません。
- 4 【重要事項説明書】に記載されていない入居者の希望するサービスについては、事業者は入居者及びその家族と協議の上、個別支援計画に盛り込み、提供できるように努めます。

第5条（介護給付費等支給申請に係る援助）

- 1 事業者は、入居者が介護給付費支給期間終了に伴う介護給付費支給申請を円滑に行えるよう、利用者を支援します。
- 2 事業者は入居者が希望する場合は、入居者の依頼を受けて、支給申請の手続きを利用者に代わって行います。

第6条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、施設入所支援のサービス提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間は保存します。
- 2 入居者は、月～金曜日午前10時から午後5時の間に事務室にて、当該入居者に関する第1項の諸記録を閲覧できます。
- 3 入居者は、当該入居者に関する第1項の諸記録複写物の交付を受けることができます。

第7条（利用料金）

- 1 入居者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額に明細書を添付して、翌月10日までに入居者に通知します。
- 3 入居者は、原則として前項の請求のあった料金を、翌月の20日までに事業者の指定する金融機関に自動口座引き落としの方法により支払います。
- 4 事業者は、入居者から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収書を発行します。

第8条（利用料金の変更）

- 1 事業者は、入居者に対して、介護給付費等給付体系の変更又はサービス体系に変更があった場合、サービス利用料金の変更をすることができます。
- 2 入居者が、料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わすこととします。
- 3 入居者が料金の変更を承諾しない場合には、この契約を解約することができます。

第9条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、入居者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する入居者の要望、苦情等に対し誠実かつ迅速に対応し改善に努めます。なお、苦情の申し立てによって、入居者が不利益な対応を受けることはありません。
- 2 次の事由に該当する場合は、入居者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を

求めることができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が入居者や家族などに対して社会的な通年を逸脱する行為を行った場合

第10条（契約の終了）

- 1 入居者は、事業者に対して14日の予告期間において、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条第2項に規定する事由に該当した場合は、入居者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合、事業者は、入居者に対して、30日の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - (1) 入居者が事業者を支払うべきサービスの料金を正当な理由なく1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
 - (2) 入居者が病院または診療所に入院し、入院後3か月経過しても退院ができないことが明らかになった場合
 - (3) 入居者が、事業者や職員、または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合
 - (4) やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合
- 4 入居者の障害者支援施設についての介護給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは支給決定期間終了に伴い介護給付費請求申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、入居者の出身世帯の転居に伴い支給決定が取り消された後に、引き続き転入先の区市町村で支給決定された場合は、必要に応じて契約変更で対応できることとします。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 入居者が他の障害者支援施設等に入所した場合
 - ② 入居者が死亡した場合

第11条（退所時の援助）

- 1 事業者は、契約が終了し入居者が退所する際には、入居者及びその家族の希望、入居者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。
- 2 事業者は、施設サービスの提供を終了する際には、その旨を当該区市町村に連絡します。

第12条（秘密保持）

- 1 事業者及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得た入居者及びその家族に関する秘密を正当の理由がなく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、入居者又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、第三者に対し、入居者やその家族の個人情報を提供しません。ただし、入居者の疾病の治療を迅速かつ円滑に行うため、情報提供書、看護記録等関係する情報には、入居者の申し立てがない場合は同意があったものとして関係機関に情報提供を行います。

第13条（虐待等の禁止）

事業所及びその従業者は、利用者に対し、以下のような身体的、精神的苦痛を与え、人格を辱める等を行いません。

- (1) 殴る、蹴る等の暴力行為等で、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
- (2) 食事を提供しない等、利用者自身の身体的・精神的状態を悪化させる行為。
- (3) 脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える行為。
- (4) 性的な行為またはその強要等の嫌がらせをすること。
- (5) 利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、利用者の希望する金銭の使用を理由なく制限する行為。

第14条（損害賠償）

事業者、サービスの提供に伴って、事業者の責めに期すべき事由により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償します。

但し、入居者に故意または重大な過失がその入居者の置かれている心身の状況から相当と認められたときに限り、過失割合に応じてその損害賠償を減じることができるものとします。

第15条（緊急時の対処）

事業者は、入居者の健康状態が急変した場合は、医師に連絡を取る等必要な処置を行うとともにあらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡します。

第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 入居者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、入居者及び事業者は、入居者の住所
地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、入居者、事業者が署名捺印の上、各1通
ずつ所有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事 業 者

事業者名 社会福祉法人 足立邦栄会
障害者支援施設かえで（事業者番号 1312100017）
住 所 東京都足立区皿沼2丁目8番8号
代表者名 理事長 新井 五輪子 印

入居者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 ・ 立会人等

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 ・ 立会人等

住 所 _____

氏 名 _____ 印

同意権者記載欄

【 契 約 書 別 紙 】

1. 利用料金

(1) 介護給付費（施設入所支援サービス費、定員40人以下）

① 基本料金（一日あたりの負担額）

単位数×11.32

	単位数	施設入所支援サービス費	利用者負担額
区分 6	463単位	5,241円	524円
区分 5	392単位	4,437円	443円
区分 4	316単位	3,577円	357円
区分 3	239単位	2,705円	270円

※ 利用者負担額は、日単位で計算した施設入所支援サービス費の1割で、おおむねの額です。但し、月額負担上限額については、区市町村長が定めた額となります。

※ 入院した場合の費用は、すべて自己負担となります。直接病院へお支払いください。

② その他の加算・減算 等

下記の項目をご利用または対象となると、その分が基本料金に加算されます。

項 目	単位数	利用者負担額	備考
重度障害者支援加算（Ⅰ）	28単位	31円	
	人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た生活介護等の単位において、生活介護等の提供を行った場合。		
重度障害者支援加算（Ⅱ）	360単位	407円	
	生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合。 ※1 算定開始日から180日以内は、+500単位/日。 上記を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合は、+150単位/日。 ※2 算定開始日から180日以内は※1に加え+200単位/日。		
重度障害者支援加算（Ⅲ）	180単位	203円	
	生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合。 ※3 算定開始日から180日以内は、+400単位/日。上記を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合は、+150単位/日。 ※4 算定開始日から180日以内は、※3に加え+200単位/日		
通院支援加算	17単位	19円	
	障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施した場合。※1月に2回を限度		
集中的支援加算（Ⅰ）	1,000単位	1,132円	

	強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合。 ※3月以内の期間に限り1月に4回を限度として加算		
集中的支援加算（Ⅱ）	500単位	566円	
	短期入所事業所、障害者支援施設、共同生活援助事業所又は障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合。 ※3月以内の期間について加算。 ※加算（Ⅱ）を算定する場合は、加算（Ⅰ）も算定可能		
高次脳機能障害者支援体制加算	41単位	46円	
	高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の30%以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50対1以上配置した上で、その旨を公表している場合		
障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位	11円	
	以下の（１）から（３）までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た場合。 （１）第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 （２）協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。 （３）医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること		
障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位	5円	
	医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た場合		
新興感染症等施設療養加算	240単位	271円	
	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合。 ※1月に5日を限度。※別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する		
入所時特別支援加算	30単位	33円	
	利用開始日から30日間		
入院・外泊時加算（Ⅰ）	320単位	362円	
	8日を限度		
入院・外泊時加算（Ⅱ）	191単位	216円	
	加算（Ⅰ）に引き続いて82日を限度		

入院時支援特別加算		(1)	5 6 1 単位	6 3 5 円	入院期間が入院・外泊時加算（Ⅰ）または（Ⅱ）の算定期間と入院日、退院日を除き 4 日未満
		(2)	1, 1 2 2 単位	1, 2 7 0 円	入院期間が入院・外泊時加算（Ⅰ）または（Ⅱ）の算定期間と入院日、退院日を除き 4 日以上
			計画に基づき、入院先に訪問し連絡調整や被服等の準備等を行った場合※月に 1 回を限度		
地域移行加算			5 0 0 単位	5 6 6 円	
			①退所前の相談援助と退所先予定の居宅訪問と連絡調整。入所中 2 回 ②退所後 3 0 日以内に居宅を訪問し相談援助。退所後 1 回		
地域移行支援体制加算	区分 6	1 5 単位	1 6 円		
	区分 5	1 3 単位	1 4 円		
	区分 4	1 1 単位	1 2 円		
	区分 3	8 単位	9 円		
	前年度に当該障害者支援施設等から退所し、地域生活が 6 月以上継続している者が 1 人以上いる障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出たものについて、1 年間を限度として 1 日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する				
地域移行促進加算（Ⅱ）			6 0 単位	6 7 円	
			入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合。 ※ 1 月につき 3 回を限度		
体験宿泊支援加算			1 2 0 単位	1 3 5 円	
			地域移行に向けた体験宿泊に関する連絡調整・相談業務		
栄養マネジメント加算			1 2 単位	1 3 円	
			常勤の管理栄養士による栄養ケア計画の作成、実施		
経口移行加算			2 8 単位	3 1 円	
			経口移行計画の作成、実施		
経口維持加算	(Ⅰ)	4 0 0 単位	4 5 2 円		
	(Ⅱ)	1 0 0 単位	1 1 3 円		
			経口維持計画の作成、実施		
口腔衛生管理体制加算			3 0 単位	3 3 9 円	
			歯科衛生士の助言と指導（月 1 回）		
口腔衛生管理加算			9 0 単位	1, 0 1 8 円	
			歯科衛生士の口腔ケア（月 2 回）と助言・指導		
療養食加算			2 3 単位	2 6 円	
			療養食の提供		
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰイ）			総単位数に 1 8. 6 % を乗じた単位数を加算		

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）	総単位数に１９．３％を乗じた単位数を加算
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱイ）（Ⅱロ）	
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	総単位数に１６．５％を乗じた単位数を加算
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	総単位数に１４．２％を乗じた単位数を加算
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数に２．８％を乗じた単位数を加算
虐待防止措置未実施減算	次の基準を満たしていない場合所定単位数の１％を減算。 ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
身体拘束廃止未実施減算	次の基準のいずれかを満たしていない場合、所定単位数の１０％を減算。 ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
業務継続計画未策定減算	次の基準に適合していない場合、所定単位数の３％を減算。 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
情報公表未報告減算	次の基準のいずれかを満たしていない場合、所定単位数の１０％を減算。 障害者総合支援法第７６条の３の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合
地域移行等意向確認体制未整備減算	地域移行等意向確認等に関する指針を作成していない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合、利用者全員について。所定単位数から５単位／日を減算。（令和８年度より実施）

（２）その他の料金

サービス項目	サービス内容	金 額
食 費	朝食	３５０円
	昼食・おやつ	６７５円
	夕食	４７５円

光熱水費	光熱水費に要する費用	一日 325円
所持金品管理費用	金銭管理を希望する場合	一ヶ月 3,300円
理美容代	希望する場合	2,000円～

※このほか、行事・クラブ活動の際に必要な材料費等、また、利用者の事情により必要となる日用品や嗜好品等は、実費をいただきます。

※但し、食費・光熱水費については、所得に応じて補足給付《基準費用額》があります。

※食事を召し上がらなかった分は請求いたしません。ただし、食材を用意している関係で、急な体調不良や用事でやむを得ずキャンセルとなった場合でも、料金をいただくことになります。

2. 支払方法

当月分を1ヶ月ごとに精算し、翌月10日までにご請求します。お支払いは、原則として郵便局の自動引き落としでお願いいたします。
但し、これによりがたい場合は、ご相談に応じます。